

港長公示第1号

保安部長公示第1号

港則法第39条第3項及び第4項に基づく酒田港長及び酒田海上保安部長の船舶に対する命令又は勧告に関する実施要領を一部改正したから、次のとおり公示する。

なお、港長公示第1号、保安部長公示第1号(令和4年2月10日)は廃止する。

令和6年9月13日

酒 田 港 長



酒田海上保安部長



港則法第39条第3項及び第4項に基づく酒田港長及び酒田海上保安部長の船舶
に対する命令又は勧告に関する実施要領

- (制 定)平成22年12月 6日
- (一部改正)平成24年 6月 6日
- (一部改正)平成26年 9月 9日
- (一部改正)平成27年 6月23日
- (一部改正)平成28年 6月 1日
- (一部改正)平成30年 1月31日
- (一部改正)令和4年 2月 10日
- (一部改正)令和6年 9月 13日

港則法第39条第3項及び第4項に基づく酒田港長及び酒田海上保安部長の船舶
に対する命令又は勧告に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、港則法第39条第3項及び第4項の実施について必要な事項を定め、適正かつ円滑に運用することによって、海上交通の安全確保に資することを目的とする。

(対象港)

第2条 対象港は、港則法を適用する次の港(以下「適用港」という。)とする。

- ・酒田港(特定港)
- ・加茂港
- ・由良港
- ・鼠ヶ関港

(実施者)

第3条 命令又は勧告(以下「命令等」という。)の実施は、酒田港にあつては酒田港長、その他の適用港にあつては酒田海上保安部長が行う。

(対象となる船舶)

第4条 対象となる船舶は、港内又は港の境界付近にある全ての船舶とする。但し、状況によって特定の船舶を対象とする場合がある。

(実施基準等)

第5条 実施基準等は、別表『実施基準等一覧』によるものとする。

(伝達方法)

第6条 船舶等への伝達方法は、次の手段によるものとする。

- ・巡視船艇等による広報
- ・国際VHF無線、AISメッセージ、インターネットホームページ等による周知
- ・山形県船舶安全対策協議会を始めとする海事関係者等を通じた伝達

(その他)

第7条 この要領は、インターネットホームページ等で公開するとともに、関係機関等の協力を得て船舶及び関係者に対して周知を図るものとする。

実 施 基 準 等 一 覧

1. 港則法第39条第4項に基づく勧告の基準等

勧告は、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置として自主的な安全措置を促す場合に行う行為である。

なお、事態の推移によって二段階(警戒勧告(第一体制)、避難勧告(第二体制))で勧告する場合がある。

(1) 異常な気象又は海象

①津波

区 分	条 件	勧 告 時 期	内 容
警戒勧告(第一体制)	・山形県に『津波注意報』が発表された場合	・条件となる注意報・警報の発表時	『様式1』のとおり
避難勧告(第二体制)	・山形県に『大津波警報又は津波警報』が発表された場合		『様式2』のとおり
勧告解除	・勧告の条件となる注意報・警報が解除され、港内の安全が確認された時		『様式6』のとおり

※ 震災により情報伝達が行えない場合もあることから、当該警報等の発表をもって自動発令とする。

②台風

区 分	条 件	勧 告 時 期	内 容
警戒勧告(第一体制)	・気象庁が発表する台風情報において、山形県沿岸が「24時間以内」に、『強風域(平均風速15m/s以上)』に入ると予想された場合	・条件となる台風情報の発表時	『様式3』のとおり
避難勧告(第二体制)	・気象庁が発表する台風情報において、山形県沿岸が「12時間以内」に、『暴風警戒域(平均風速25m/s以上)』に入ると予想された場合		『様式4』のとおり
勧告解除	・台風が通過し、又は勧告の条件となる暴風警戒域に入る可能性が無くなり、港内の安全が確認されたとき		『様式6』のとおり

※1 『台風』に関する山形県気象情報を参考とする。

※2 事態の推移によって、直接『避難勧告(第二体制)』を勧告する場合がある。

③発達した低気圧等

区 分	条 件	勧 告 時 期	内 容
警戒勧告(第一体制)	・山形地方気象台から庄内に『暴風(又は暴風雪)警報』の発表が見込まれる場合 ※1	・条件となる気象情報等の発表時	『様式3』のとおり
避難勧告(第二体制)	・山形地方気象台から『暴風(又は暴風雪)』に関する山形県気象情報が発表され、庄内に「概ね24時間以内」に警報発表が見込まれる場合 ※2		『様式4』のとおり
勧告解除	・勧告の条件となる注意報・警報が解除(又は変更)され、港内の安全が確認されたとき		『様式6』のとおり

※1 山形地方気象台防災気象情報の早期注意情報等を参考とする。但し、冬季の季節風(「冬型の気圧配置」によるもの。)に伴う場合は個別判断する場合がある。

※2 気象状況の推移によって、直接『避難勧告(第二体制)』を勧告する場合がある。

(2) 海難の発生その他の事情

区 分	条 件	勧 告 時 期	内 容
勧告	・ 港内において海難(乗揚、火災・爆発等)が発生し、海上交通の危険が生ずるおそれがあると予想される場合 ・ 港湾施設が被災(防波堤倒壊等)し、又は港湾施設・背景地等で事故(石油基地火災・爆発等)が発生し、海上交通の危険が生ずるおそれがあると予想される場合	・ 必要と判断された場合、速やかに	『様式5』のとおり
勧告解除	・ 勧告の条件となった事象が沈静化され、港内の安全が確認された時		『様式6』のとおり

2. 港則法第39条第3項に基づく退去命令の基準等

区 分	基 準 等	内 容
退去命令	・ 酒田港長（又は酒田海上保安部長）が港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図るために必要と判断した場合、当該船舶の船長又はその運航について責任のある者に対して命令する。	『様式7』のとおり
命令解除通知	・ 酒田港長（又は酒田海上保安部長）が当該船舶による港内の危険が回避されて港内が安全であると判断した場合、当該船舶の船長又はその運航について責任のある者に対して命令解除を通知する。	『様式8』のとおり

3. その他

【参考】

『山形県船舶安全対策協議会』組織構成

- 防災行政機関
- 小型船舶安全協会
- 漁業協同組合
- 港湾工事関係団体
- 曳船
- 旅客船
- 港湾等管理者
- マリーナ
- 船舶代理店